

「新たな過疎計画」の 策定スケジュールについて

（長野市過疎地域持続的発展計画）

令和3年4月

地域・市民生活部 地域活動支援課

過疎法の概要・経過

2

過疎対策の経緯

S45 過疎地域対策緊急措置法

S55 過疎地域振興特別措置法

H2 過疎地域活性化特別措置法

H12 過疎地域自立促進特別措置法

※過疎旧5町村との合併

H22 6年延長

H28 5年延長(東日本大震災の影響)

R3.3.31過疎地域自立促進計画期限

各種施策

過疎対策事業債による支援

(充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置)

・H22の法改正により、ソフト事業も起債対象に追加
(住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業)

国庫補助金の補助率かさ上げ

過疎地域等交付金事業

※市町村の配置分合等があった場合の特例 (旧法第33条)

「長野市」は、人口要件・財政力要件とも過疎地域に該当せず



合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなす「一部過疎」
(旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村のみを過疎地域とみなす)

目的

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」制定（R3.4.1施行）

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の**持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充**、住民福祉の向上、地域格差の是正**並びに**美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。（法第1条）

国による基本的な要件

人口要件①(長期)人口減少率 S50⇒H27 28%以上（期間の基準をS35⇒S50）

②(長期)高齢者比率H27(35%以上)、若年者比率H27(11%以下)、人口減少率23%以上

(中期)人口減少率 H2⇒H27 21%以上

財政力要件 財政力指数:全国市町村平均 0.51 以下

(一部過疎) 財政力指数:全国市 平均 **0.64** 以下

人口減少率(S50⇒H27) 28%以上

旧戸隠村 6,225人⇒3,499人(43.8%)

旧鬼無里村 3,603人⇒1,393人(61.3%)

旧大岡村 2,477人⇒960人(61.2%)

旧信州新町 9,323人⇒4,135人(55.6%)

旧中条村 4,316人⇒1,917人(55.6%)

※いずれも条件を大きく上回る

財政力要件(財政力指数) 一部過疎 0.64以下

長野市財政力指数(3カ年平均) 0.74 ⇒ 過疎指定から除外(いわゆる「卒業団体等」)

卒業団体等への経過措置

激変緩和のための支援措置の期間を **6年間** (現行法: 5年間)

◆過疎対策事業債

基準額

現行法: 直近3カ年度の過疎債発行額の平均

新 法: 直近5カ年のうち過疎債発行額の大きい3カ年度の平均

漸減率

現行法: 5年間 1年目、2年目100%、3年目80%、4年目70%、5年目50%【400%】

新 法: 6年間 1年目100%～3年目100%、4年目80%、5年目70%、6年目50%【500%】

※経過措置の合計額の範囲内で年度間の弾力的運用可能

◆国庫補助率かさ上げ: 公立学校施設整備、保育所等整備交付金 等

長野市過疎地域持続的発展計画(令和3～8年度)の策定

- ・策定の理由・・・過疎対策事業債を活用するには計画の策定が必要（法第14条）
- ・新たな計画の期間・・・令和3年度（当年度）から令和8年度の6年間（経過措置期間）
- ・策定作業の方向性・・・現行計画を改訂（時点修正）及び法改正による項目を追加
- ・策定に当たっての要件

県が策定する「過疎地域持続的発展基本方針」との整合及び県の同意

市議会の議決後、県を通じて国へ提出

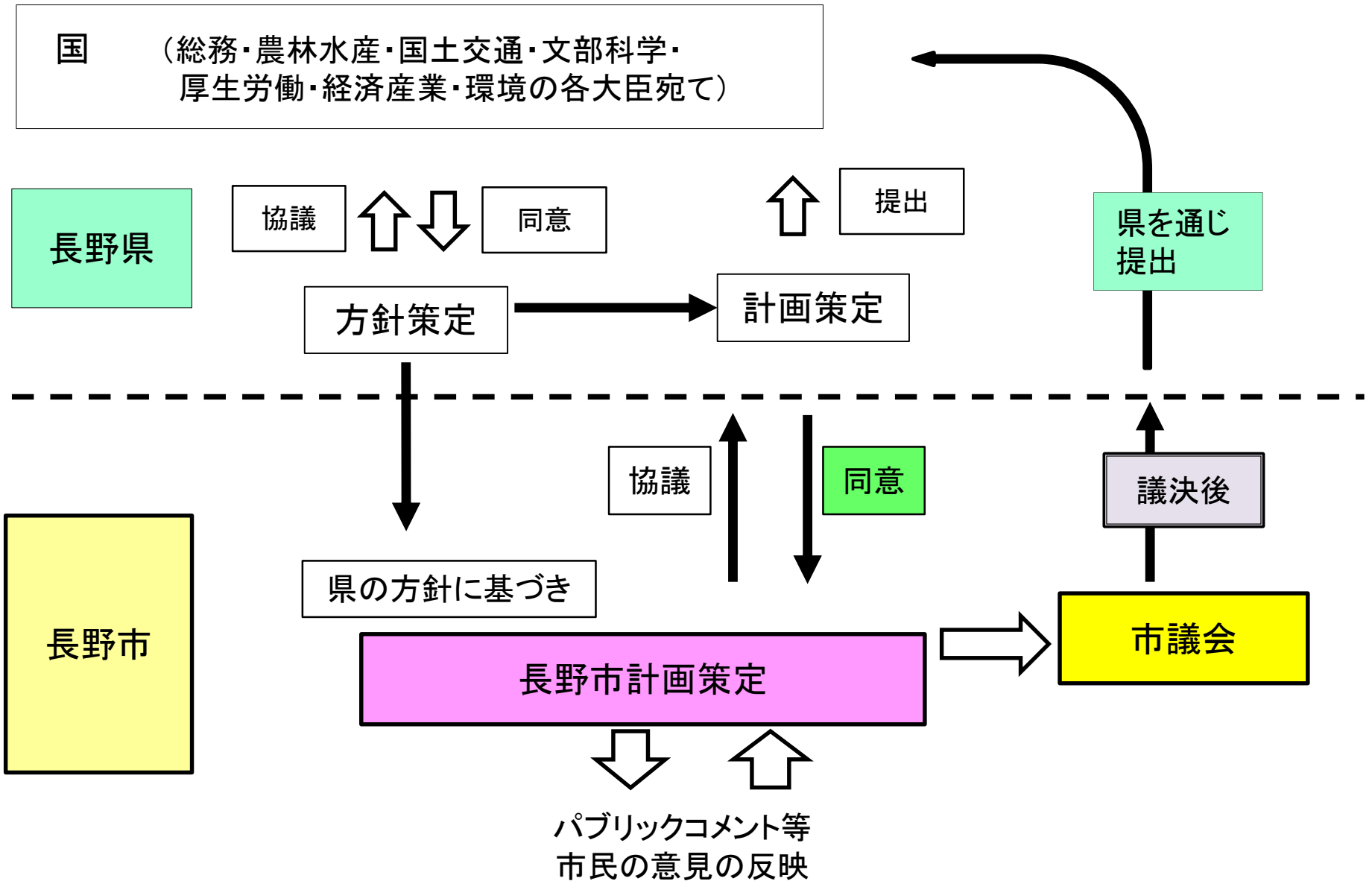
- ・その他・・・過疎地域への説明、市民の意見を聴取するためパブリックコメント実施

計画に追加する項目

- ◆地域の持続的発展に関する目標及び市町村計画の達成状況の評価に関する事項
 - ・人口目標や各分野の目標を設定
 - ・達成状況の評価の時期及び手法を定め、PDCAサイクルに基づく効果検証を実施
- ◆公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定める
 - ・該当する施設類型の基本的な方針を転記
 - ・計画における考え方と整合性についての説明を項目（13項目）ごとに記載

計画策定フロー

6



策定スケジュール

7

	内 容	部長会議
4 月	過疎計画策定スケジュール作成	4/28 今後のスケジュール
5 月	計画素々案策定(現行計画転記、追加項目追記・・・地域活動支援課) 庁内依頼(現行計画時点修正、追加項目記載、事業費算定等作業)	
6 月	県計画方針案との整合(庁内照会) (計画素案確定)	
7 月	県との事前協議 ⇒ 庁内依頼(県からの意見等修正等作業)	
8 月	事業費調整(企画課・財政課・公共施設マネジメント推進課協議) (計画案確定)	8/18 パブリックコメントの実施
9 月	パブリックコメントの実施(約1ヶ月) ⇒ 意見等集約 住民説明会(過疎地域住民自治協議会等) ⇒ 意見等聴取	
10月	庁内依頼(計画案策定パブリックコメントほか、意見等修正作業) 県との事前協議⇒(県からの意見等修正作業)	
11月	過疎計画確定 ⇒ 県との正式協議 ⇒ 県の同意	11/2 計画決定
12月	市議会議決 ⇒ 計画決定 ⇒ 県を通じて国へ提出	

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
担当部局		R3～R8事業費算定		事業費調整			事業費確定		
計画調整		策定スケジュール	素々案策定 (修正作業)	県事前 審査等 計画素 案修正	計画案確定	パブリックコメント 等意見修正		計画確定	
						パブリック コメント等			
部長会議	4/28 部長会議				8/18 部長会議			11/2 部長会議	
議会		5/7 政策説明会			8/24 政策説明会			11/22 政策説明会	議案上程
長野県			県方針 案意見 照会	事前 協議				正式 協議	